

成田市木材利用促進方針

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、千葉県が定めた千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月31日付け森第2205号）に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、地域産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物をいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、林道、公園、河川等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、桁、壁、小屋組み等）の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、公共建築物の建築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (6) 「地域産材」とは、県内の森林から産出された木材を中心とし、原則として「ちばの木認証制度」等により合法性等が証明された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における木材の利用に努める。

なお、木材の利用に当たっては、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）、木質耐火部材等、新たな木質部材としての活用についても検討するものとする。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 次の各号に掲げるものを除く低層の市有施設の建築又は模様替えに当たっては、木造化・木質化を図るよう努めるものとする。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 著しく費用を要するなど、費用対効果の点で木造化・木質化が適当でない場合。
- (3) 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- (4) 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- (5) 危険物を貯蔵又は使用する施設
- (6) 伝統的建築物その他の文化価値の高い建築物又は文化財を所蔵、展示する施設等木造化

がなじまない又は困難であるもの。

(7) その他当該建築物に求められる機能等観点から、木造化・木質化になじまない又は困難であると判断されるもの。

2 木造化及び木質化の実施に当たっては、可能な限り地域産材の使用に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第5 市の実施する土木工事においては、間伐材を含めた木材及び木材を用いた製品の使用に努める。工事における木材の利用に当たっては、耐久性や強度に十分配慮し、構造計算等の必要無い簡易な施設において利用を検討する。

(市有施設の備品及び消耗品)

第6 市有施設において使用される机、椅子等の備品及び文具類等の消耗品においては、木材を用いた製品の使用に努める。

(宣伝及び普及)

第7 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について、市民に分かりやすく示すよう努める。

(コスト縮減への留意)

第8 この方針の運用にあたっては、市有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

(運用)

第9 この方針は、令和3年4月1日から運用する。